

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月7日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第150条」を「一第150条」に、「・第160条」を「一第160条」に改める。

第95条第1号中「以下同じ。）であって」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下これらを「指定通所介護等」という。）を提供する」に改め、同条第2号中「以下同じ。）の食堂」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第101条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第96条中「静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）を

「指定地域密着型サービス基準条例」に、「第110条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第110条第1号中「通いサービス、」の次に「第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加える。

第149条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第149条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
------	------

26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条又は第191条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第159条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規

定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条又は第191条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。